

1 [令和6年]

2 次の文章を読んで、後記の【設問】に答えなさい。

3
4 山懷に抱かれたA集落（人口約170人、世帯数約50戸）は、B市の字（あざ）の一つであり、
5 何百年にもわたって集落の氏神を祀（まつ）るC神社を中心に生活が営まれてきた。A町内会は、
6 A集落の住民が自治的に組織した任意団体であり、地方自治法第260条の2の「認可地縁団体」
7 （資料参照）であって、現在の加入率は100パーセントである。A町内会規約はその目的に「会
8 員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むことにより、地域的な共同生活
9 に資すること」を掲げ、この目的を達成するための事業として、①清掃、美化等の環境整備に関す
10 ること、②防災、防火に関すること、③住民相互の連絡、広報に関すること、④集会所の管理運営
11 に関すること、⑤その他A町内会の目的を達成するために必要なこと、を挙げている。

12 A集落では地域の共同事業を住民自ら担ってきた。A町内会として、例えば、生活道路・下水道
13 の清掃、ごみ収集所の管理、B市の「市報」等の配布、C神社の祭事挙行への協力などを行ってい
14 る。町内会費は1世帯当たり年額8000円であり、町内会費からは、街路灯費やごみ収集所管理
15 費などに加え、C神社祭事挙行費を支出している。祭事挙行費は1世帯当たり年額約1000円で
16 ある。

17 C神社は宗教法人ではなく、氏子名簿もない。かつて火事で鳥居を除いて神社建物が失われたた
18 め、同所にA町内会が、御神体を安置した集会所を建設した。集会所入り口には「A町内会集会所」
19 「C神社」と並列して表示されている。集会所は大きな一部屋から成る建物であり、平素から人々
20 の交流や憩いの場となっている。C神社には神職が常駐しておらず、日々のお祀（まつ）りは集会
21 所の管理と併せて、A町内会の役員が持ち回りで行っている。年2回行われるC神社の祭事では、
22 近隣から派遣された宮司が祝詞をあげるなど、神道方式により神事が行われるほか、集落に伝えら
23 れてきた文化である伝統舞踊が、神事の一環として披露される。祭事の準備・執行・後始末などを
24 担当しているのは、A町内会の会員である住民である。住民の中にはC神社の氏子としての意識が
25 強い者もいれば弱い者もいるが、住民のほとんどはC神社の祭事をA集落の重要な年中行事と認識
26 している。

27 D教の熱心な信者であるXは、旅行中にA集落の風景が大変気に入る、A集落内に定住すること
28 とした。Xは、生活道路・下水道の清掃、ごみ収集所の管理、B市の「市報」等の配布については、
29 日常生活に不可欠であり、A集落に住む以上はA町内会に加入せざるを得ないと思っている。しか
30 かしC神社の祭事挙行のために町内会費が使われることは、金額の多寡にかかわらず、D教徒である
31 Xとしては、到底認められない。そこで、町内会に加入するに当たり「(1)祭事挙行費を町内会の予
32 算から支出する慣行をなくしてほしい、(2)もしそれが無理なら、祭事挙行費1世帯割合相当の10
33 000円を差し引いた年額7000円のみを会費として納めたい。」とA町内会会長に相談を持ち掛
34 けた。

35 A町内会総会ではXの提案に対する否定的意見が多く示された。会員Eは「A町内会は任意の私
36 的団体なのだから、私たちが決めたやり方でいいはずだ。」と言い、会員Fは「祭事はA集落の重要
37 な年中行事だ。集落を支えている町内会の会費から支出しなければ、集落に伝えられてきた伝統舞
38 踊も続けられなくなる。」と発言した。また、氏子意識の強い会員Gは「私のような氏子にとって、
39 祭事は信仰に基づく大切な宗教的活動だ。祭事ができなくなると私の信教の自由はどうなるのか。」
40 と述べた。さらに会員Hは「一括して一律に徴収するのが楽である。一人一人が都合を言い始めた
41 ら話が収まらない。」と意見を言うなど、種々様々であった。そこでA町内会会長は、知り合いの法
42 律家に、憲法上の問題について意見を求めることにした。

43 【設問】

44 あなたが意見を求められた法律家であるとして、以下の(1)及び(2)について、必要に応じて判例に
45 触れつつ、あなた自身の見解を述べなさい。

46 (1) 祭事挙行費を町内会の予算から支出することの可否

47 (2) 祭事挙行費を予算から支出し得るとして、町内会費 8 0 0 0 円を一律に徴収することの可否
48

49 【資料】地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）（抄録）

50 第 2 6 0 条の 2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形
51 成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行う
52 ため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務
53 を負う。

54 ②③④⑤ （略）

55 ⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とする
56 ことを意味するものと解釈してはならない。

57 （以下略）

[解説]

(出題の概要)

本問は、団体と団体の構成員をめぐる憲法上の論点に関する問題である。(出題の趣旨)

1. 私人と私人の間の問題である

本問で、C神社の祭事を、宗教というよりA集落の伝統と位置付ける住民の存在はあるが、C神社は氏神を祀る神社であり、神事を含めた祭事挙行に関わる宗教性は否定しえない。とはいえA町内会は私的団体であり、政教分離原則(憲法第20条、第89条)は直接には関係せず、私人と私人の間の問題である。このことを踏まえた上で、議論枠組みを設定する必要がある。その際、判例としては三菱樹脂事件(最高裁大法廷判決昭和48年12月12日民集27巻11号1536頁)を意識することが求められる。(出題の趣旨)

本問では、(1)祭事挙行費を町内会の予算から支出することの可否、(2)祭事挙行費を予算から支出するために町内会費8000円を一律に徴収することの可否のいずれにおいても、A町内会という団体の活動とその構成員である会員の信教の自由(憲法20条1項前段)との衝突が問題となっている。

もっとも、地方自治法260条の2第6項では、「第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。」と定められていることから、A町内会は、同法260条の2の「認可地縁団体」であるものの、私的団体にとどまる。

そうすると、A町内会の活動と会員の信教の自由との衝突に関する問題は、あくまでも私人と私人の間の問題にとどまる。

そこで、政教分離原則(憲法20条1項後段、同条3項、89条前段)や信教の自由(憲法20条1項前段)を定めている憲法上の規定がA町内会と会員という私人間にも適用ないし類推適用されるかが問題となる。

三菱樹脂事件判決は、①「憲法の右各規定は、同法第三章のその他の自由権的基本権の保障規定と同じく、国または公共団体の統治行動に対して個人の基本的な自由と平等を保障する目的に出たもので、もつぱら国または公共団体と個人との関係を規律するものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではない。」との理由から、「憲法上の基本権保障規定をそのまま私人相互間の関係についても適用ないしは類推適用すべきものとするのは、決して当をえた解釈ということとはできないのである。」として、憲法上の人権規定を私人間に直接適用することを否定している。

また、②「私人間の関係においても、相互の社会的力関係の相違から、一方が他方に優越し、事実上後者が前者の意思に服従せざるをえない場合があり、このような場合に私的自治の名の下に優位者の支配力を無制限に認めるときは、劣位者の自由や平等を著しく侵害または制限することとなるおそれがあることは否み難いが、そのためにこのような場合に限り憲法の基本権保障規定の適用ないしは類推適用を認めるべきであるとする見解もまた、採用することは

基礎応用 75 頁 [判例 1]、論証集 38

頁 [判例 1]、最大判 S48.12.12・百

19

できない。何となれば、右のような事実上の支配関係なるものは、その支配力の態様、程度、規模等においてさまざまであり、どのような場合にこれを国または公共団体の支配と同視すべきかの判定が困難であるばかりでなく、一方が権力の法的独占の上に立つて行なわれるものであるのに対し、他方はこのような裏付けないしは基礎を欠く単なる社会的事実としての力の優劣の関係にすぎず、その間に画然たる性質上の区別が存するからである。」と述べ、「私人間の関係においても、相互の社会的力関係の相違から、一方が他方に優越し、事実上後者が前者の意思に服従せざるをえない場合」であっても、憲法上の人権規定を私人間に直接適用すべきではないと解している。

その一方で、③「場合によつては、私的自治に対する一般的制限規定である民法 1 条、90 条や不法行為に関する諸規定等の適切な運用によつて、一面で私的自治の原則を尊重しながら、他面で社会的許容性の限度を超える侵害に対し基本的な自由や平等の利益を保護し、その間の適切な調整を図る方途も存するのである。そしてこの場合、個人の基本的な自由や平等を極めて重要な法益として尊重すべきことは当然であるが、これを絶対視することも許されず、統治行動の場合と同一の基準や観念によつてこれを律することができないことは、論をまたないところである。」と述べ、私人間における人権侵害については、私法の一般条項（民法 1 条、90 条、不法行為に関する諸規定等）を憲法の趣旨（精神）を取り込んで解釈・適用することで対処すべきとする間接適用説に立っている。

したがって、政教分離原則や信教の自由を定めている憲法上の規定は、A 町内会と会員という私人間には直接適用されないから、(1) 祭事挙行費を町内会の予算から支出することと、(2) 祭事挙行費を予算から支出するために町内会費 8000 円を一律に徴収することのいずれについても、政教分離原則違反や会員の信教の自由の侵害として違憲になることはない。

もっとも、(1) 祭事挙行費を町内会の予算から支出することと、(2) 祭事挙行費を予算から支出するために町内会費 8000 円を一律に徴収することについては、㉞「その規約に定める目的の範囲内」（地方自治法 260 条の 2 第 1 項）であるかと、㉟会員の協力義務の範囲内であるかが問題となり、間接適用説からは、㉞や㉟に関する判断の際には、会員の信教の自由（憲法 20 条 1 項前段）の趣旨（精神）にも配慮して解釈・当てはめをすることとなる。

2. 団体の活動とその構成員の人権の調整

その上で、A 町内会や A 町内会とほぼ同一の集団としての氏子集団の活動と、構成員である会員（会員となる者も含む。）の信教の自由（憲法第 20 条）との問題を調整することとなるが、A 町内会は実質的に公共的な事務を担っており、また事実上の強制加入団体であることにも注意を払う必要がある。

判断枠組みについて、たとえば国労広島地本事件（最高裁第三小法廷判決昭和 50 年 11 月 28 日民集 29 卷 10 号 1698 頁）や、南九州税理士会事件（最高裁第三小法廷判決平成 8 年 3 月 19 日民集 50 卷 3 号 615 頁）

等の判例を踏まえて検討することが求められる。

具体的に、設問で求められている①神社での祭事挙行費の町内会費からの支出、②町内会会員の信教の自由と協力義務の限界、を考えるに当たっては、認可地縁団体としての目的（地方自治法第260条の2第1項）の範囲内であるか否か、範囲内であるとして、祭事挙行費相当も含む町内会費の一律徴収に応じる協力義務を課しうるか否かを論ずることになる。（出題の趣旨）

（1）祭事挙行費を町内会の予算から支出することと、（2）祭事挙行費を予算から支出するために町内会費8000円を一律に徴収することについて、⑦「その規約に定める目的の範囲内」（地方自治法260条の2第1項）であるかと、④会員の協力義務の範囲内であることを論じるに当たっては、南九州税理士会事件と国労広島地本事件を参考にすべきである。そして、南九州税理士会事件を理解する上では、八幡製鉄事件も理解しておく必要がある。

（1）八幡製鉄事件

本事件では、株式会社による自由民主党に対する政治献金について株主が損害賠償請求訴訟（旧商法266条）を提起した事案において、①政治献金としての寄附が定款所定の目的の範囲外であること、②それが株主の参政権を侵害する民法90条違反の行為であることなどが争点となった。

最高裁は、①と②を区別した上で、①については、「会社は定款に定められた目的の範囲内において権利能力を有するわけであるが、目的の範囲内の行為とは、定款に明示された目的自体に限局されるものではなく、その目的を遂行するうえに直接または間接に必要な行為であれば、すべてこれに包含されるものと解するのを相当とする。そして必要なりや否やは、当該行為が目的遂行上現実必要であつたかどうかをもつてこれを決すべきではなく、行為の客観的な性質に即し、抽象的に判断されなければならないのである。」として会社の「定款…で定められた目的の範囲」を広く解した上で、「憲法は政党について規定するところがなく、これに特別の地位を与えてはいないのであるが、憲法の定める議会制民主主義は政党を無視しては到底その円滑な運用を期待することはできないのであるから、憲法は、政党の存在を当然に予定しているものというべきであり、政党は議会制民主主義を支える不可欠の要素なのである。そして同時に、政党は国民の政治意思を形成する最も有力な媒体であるから、政党のあり方いかんは、国民としての重大な関心事でなければならない。したがって、その健全な発展に協力することは、会社に対しても、社会的実在としての当然の行為として期待されるところであり、協力の一態様として政治資金の寄附についても例外ではないのである。論旨のいうごとく、会社の構成員が政治的信条を同じくするものでないとしても、会社による政治資金の寄附が、特定の構成員の利益を図りまたその政治的志向を満足させるためでなく、社会の一構成単位たる立場にある会社に対し期待ないし要請されるかぎりにおいてなされるものである以上、会社にそのような政治資金の寄附をする能力がないとはいえないのである。…要するに、会社による政治資金の寄附は、客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役

基礎応用 47 頁 [判例 1]、論証集 24

頁 [判例 1]、最大判 S45.6.24・百

18

割を果たすためになされたものと認められるかぎりにおいては、会社の定款所定の目的の範囲内の行為であるとするに妨げないのである。」と判示した。

②については、「憲法第3章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用されるものと解すべきであるから、会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進しまたは反対するなどの政治的行為をなす自由を有するのである。政治資金の寄附もまさにその自由の一環であり、…憲法上は公共の福祉に反しないかぎり、会社といえども政治資金の寄附の自由を有するといわざるを得ず、これをもつて国民の参政権を侵害するとなす論旨は採用のかぎりでない。以上説示したとおり、株式会社の政治資金の寄附はわが憲法に反するものではなく、したがって、そのような寄附が憲法に反することを前提として、民法90条に違反するという論旨は、その前提を欠くものといわなければならない。」として、法人の人権享有主体性を認めた上で、民法90条違反の判断の段階で会社の政治的活動の自由（憲法21条1項）と株主の参政権（憲法15条1項等）との対立・調整を問題とし、結論として、民法90条違反を否定した。なお、最高裁は、②において、「政治資金の寄附もまさにその自由の一環であり、会社によつてそれがなされた場合、政治の動向に影響を与えることがあつたとしても、これを自然人たる国民による寄附と別異に扱うべき憲法上の要請があるものではない。論旨は、会社が政党に寄附をすることは国民の参政権の侵犯であるとするのであるが、政党への寄附は、事の性質上、国民個々の選挙権その他の参政権の行使そのものに直接影響を及ぼすものではないばかりでなく、政党の資金の一部が選挙人の買収にあてられることがあるにしても、それはたまたま生ずる病理的現象に過ぎず、しかも、かかる非違行為を抑制するための制度は厳として存在するのであつて、いずれにしても政治資金の寄附が、選挙権の自由なる行使を直接に侵害するものとはなしがたい。…所論は大企業による巨額の寄附は金権政治の弊を産むべく、また、もし有力株主が外国人であるときは外国による政治干渉となる危険もあり、さらに豊富潤沢な政治資金は政治の腐敗を醸成するといっているのであるが、その指摘するような弊害に対処する方途は、さしあたり、立法政策にまつべきことであつて、憲法上は公共の福祉に反しないかぎり、会社といえども政治資金の寄附の自由を有するといわざるを得ず、これをもつて国民の参政権を侵害するとなす論旨は採用のかぎりでない。」と述べ、株式会社の政治資金の寄附の自由に対する自然人と異なる特別の制約を認めなかった。

（2）南九州税理士会事件

本事件では、地方税理士会が、業界に有利な税理士法改正を働きかける運動に要する特別資金として関連する政治団体（某県税理士政治連盟＝政治資金規正法上の政治団体に当たる）への寄付に充てるため、各会員から特別会費5000円を徴収する旨の決議をしたという事案において、当該決議の無効原因として、①税理士会の目的の範囲と②会員の協力義務の限界が問題となった。もっとも、最高裁は、「税理士会が、このような事柄を多数決原理に

基礎応用 49 頁 [判例 2]、論証集 25

頁 [判例 2]、最判 H8.3.19・百 136

よって団体の意思として決定し、構成員にその協力を義務付けることはできないというべきであり…、税理士会がそのような活動をするには、法の全く予定していないところである。税理士会が政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をすることは、たとい税理士に係る法令の制定改廃に関する要求を実現するためであっても、…税理士会の目的の範囲外の行為といわざるを得ない。」として、①と②を一緒に判断している。

①について、最高裁は、税理士会が公益目的で設立された公益法人であることと、強制加入団体であり会員には実質的には脱退の自由が保障されていないことに着目し、「会社とはその法的性格を異にする法人であり、その目的の範囲についても、これを会社のように広範なものと解するならば、法の要請する公的な目的の達成を阻害して法の趣旨を没却する結果となることが明らかである。」と述べ、八幡製鉄事件判決の射程が及ばないことを明らかにした。

②については、「税理士会が…強制加入の団体であり、その会員である税理士に実質的には脱退の自由が保障されていないことからすると、その目的の範囲を判断するに当たっては、会員の思想・信条の自由との関係で、次のような考慮が必要である。税理士会は、法人として、法及び会則所定の方式による多数決原理により決定された団体の意思に基づいて活動し、その構成員である会員は、これに従い協力する義務を負い、その一つとして会則に従って税理士会の経済的基礎を成す会費を納入する義務を負う。しかし、法が税理士会を強制加入の法人としている以上、その構成員である会員には、様々な思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することが当然に予定されている。したがって、税理士会が右の方式により決定した意思に基づいてする活動にも、そのために会員に要請される協力義務にも、おのずから限界がある。特に、政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をすることがどうかは、選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄であるというべきである。なぜなら、政党など規正法上の政治団体は、政治上の主義若しくは施策の推進、特定の公職の候補者の推薦等のため、金員の寄付を含む広範囲な政治活動をすることが当然に予定された政治団体であり…、これらの団体に金員の寄付をすることは、選挙においてどの政党又はどの候補者を支持するかに関係する密接につながる問題だからである。」と述べた上で、「前記のような公的な性格を有する税理士会が、このような事柄を多数決原理によって団体の意思として決定し、構成員にその協力を義務付けることはできないというべきであり…、税理士会がそのような活動をするには、法の全く予定していないところである。税理士会が政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をすることは、たとい税理士に係る法令の制定改廃に関する要求を実現するためであっても、…税理士会の目的の範囲外の行為といわざるを得ない。」として、協力義務を否定するとともに目的の範囲内の行為であることも否定した。

(3) 国労広島地本事件

基礎応用 50 頁 [判例 5]、論証集 26

頁 [判例 5]、最判 H8.3.19・百 136

本事件では、日本国有鉄道の従業員で構成される X 労働組合が臨時組合費を徴収する決議を行った事案において、①他の労働組合の活動を支援するための「炭労資金」、②X 労働組合が実施した安保反対闘争により法的不利益を受けた組合員を救援するための「安保資金」、③総選挙に際して X 労働組合出身の候補者を支援するために所属政党に寄付するための「政治意欲昂揚資金」の納付義務が問題となった。

本判決は、まず初めに、組合加入が労働者にとって重要な利益であること及び組合脱退の自由も事実上大きな制約を受けていることを理由に、組合活動と組合員個人の権利・利益の矛盾衝突が生じる場面では、組合員の協力義務の肯否については、「問題とされている具体的な組合活動の内容・性質、これについて組合員に求められる協力の内容・程度・態様等を比較考量し、多数決原理に基づく組合活動の実効性と組合員個人の基本的利益の調和という観点から、組合の統制力とその反面としての組合員の協力義務の範囲に合理的な限定を加えることが必要である。」と述べている。

その上で、①炭労資金については、⑦労働組合ないし労働者間における連帯と相互協力の関係からすれば、労働組合の目的である組合員の経済的地位の向上を他の組合との連帯行動によって実現することも予定されているため、労働組合による他の労働組合の闘争支援は労働組合の目的と関連性をもつこと、及び④その支援が組合員の一般的利益に反するものでもないことを理由に、「支援活動をするかどうかは、それが法律上許されない等特別の場合でない限り、専ら当該組合が自主的に判断すべき政策問題であ」るとして協力義務を肯定している。

②安保資金については、⑨団体構成員の多数決に従って政治的行動をすることを予定して結成されたわけではない労働組合の組合員に対して、多数決による政治的活動への協力を義務づけることは、組合員個人の政治的自由を侵害するものとして原則として許されないという一般論を述べた上で、⑤「政治的要求に賛成するか反対するかは、本来、各人が国民の一人としての立場において自己の個人的かつ自主的な思想、見解、判断等に基づいて決定すべきことである」から、「国の…政策上の問題」を直接的な対象とする安保反対闘争への協力義務を認めることはできず、④そのような政治的活動の費用と支出目的との個別的関連性が明白に特定されており、その費用の拠出を強制することは、当該政治的活動に対する積極的協力や一定の政治的立場に対する支持の表明を強制するに等しいものだから、そのような政治的活動の費用を負担する協力義務も認められないと述べている。他方で、⑦右安保反対闘争のような政治的活動に参加して不利益処分を受けた組合員に対する救援は、「政治的活動に積極的に協力することになるものではなく、また、その活動のよって立つ一定の政治的立場に対する支持を表明することになるものでもない」から、「その拠出を強制しても、組合員個人の政治的思想、見解、判断等に関係する程度は極めて軽微なものであ」るとの理由から、このような

救援の資金を負担する協力義務を肯定している。

③政治意識昂揚資金については、「選挙においてどの政党又はどの候補者を支持するかは、投票の自由と表裏をなすものとして、組合員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断ないしは感情等に基づいて自主的に決定すべき事柄である。」との理由から、協力義務を否定している。

[模範答案]

1 1. 憲法違反の有無

2 (1) 祭事挙行費を町内会の予算から支出することは政教分離原則（憲法 20 条 1 項後段、89 条
3 前段）に違反し、(2) 祭事挙行費を町内会の予算から支出するために町内会費 8000 円を一律に
4 徴収することは会員の信教の自由（憲法 20 条 1 項前段）に反し、それぞれ違憲ではないか。憲
5 法上の人権規定は私人間にも直接適用されるかが問題となる。

6 憲法の人権規定は対国家的なものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定するもの
7 ではなく、私人間で各人の権利が相互に矛盾・対立する場合における調整は、原則として私的自
8 治に委ねられている。そこで、憲法の人権規定をそのまま私人相互間の関係に適用ないし類推適
9 用することはできず、私人間における人権侵害については、私法の一般条項を憲法の趣旨を取り
10 込んで解釈・適用することで対処すべきであると解する。三菱樹脂事件判決も同様の立場であ
11 る。

12 したがって、政教分離原則や信教の自由を定めている憲法上の規定は、A 町内会と会員という
13 私人間には直接適用されないから、前記 (1) (2) のいずれについても、政教分離原則違反や会員
14 の信教の自由の侵害として違憲になることはない。

15 以下では、そのことを前提として、前記 (1) (2) の可否について検討する。

16 2. 前記 (1)

17 地方自治法 260 条の 2 第 1 項は、認可地縁団体の権利能力を「規約に定める目的の範囲内」に
18 制限している。そこで、上記 (1) は、認可地縁団体である A 町内会の「規約に定める目的の範
19 囲内」にあるといえるかが問題となる。

20 (1) 八幡製鉄事件判決は、株式会社の「定款…で定められた目的の範囲内」の行為について、定
21 款に明示された目的自体に限局されるものではなく、その目的を遂行するうえに直接又は間接
22 に必要な行為も包含されるとして広く解している。

1 他方で、南九州税理士会事件判決は、地方税理士会が公益法人であるとともに強制加入団体
2 であることから、地方税理士会の「目的の範囲」を会社のように広く解すべきではないとし
3 て、八幡製鉄事件判決の射程を否定している。税理士会は、特定の公益目的を有する公益法人
4 であり、また、強制加入団体であるためにその会員には実質的には脱退の自由が保障されてい
5 ない。このように、税理士会は、会社とはその法的性格を異にする法人であるから、その「目
6 的の範囲」を会社のように広く解すると、法の要請する公的な目的の達成を阻害して法の趣旨
7 を没却する結果となるのである。

8 (2) 確かに、A 町内会は、A 集落の住民が自治的に組織して任意団体である。しかし、A 町内会
9 は、生活道路・下水道の清掃、ごみ収集所の管理、B 市の「市報」等の配布を行っており、A 集
10 落が山懷に抱かれた地域であることから、これらのサービスは A 集落の住民の日常生活にとつ
11 て不可欠である。そうすると、A 集落の住民は、日常生活に不可欠な上記のサービスを受ける
12 ために、A 町内会に加入せざるを得ないといえる。このことは、A 町内会の加入率が現在 100%
13 であることから窺われる。したがって、A 町内会は、事実上の強制加入団体であるといえる。

14 しかも、A 町内会は、「地域的な共同活動を円滑に行うため」に地方自治法 260 条の 2 第 1
15 項の認可を受けた認可地縁団体であり、そのことを受けて、A 町内会規約では、「会員相互の親
16 睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むことにより、地域的な共同生活に資す
17 ること」という公益性のある目的を掲げている。しかも、その目的を達成するための事業とし
18 て挙げられていることのうち、①清掃、美化等の環境整備に関すること、②防災、防火に関す
19 ること、③住民相互の連絡、広報に関することの 3 つは、住民の日常生活に不可欠であるため
20 に公益性の高いものである。そうすると、A 町内会は、特定の公益目的に基づく公益団体であ
21 るといえる。

22 したがって、A 町内会の「目的の範囲」については、強制加入団体であり公益法人でもある

1 地方税理士会と同様に、会社のように広く解すべきではない。具体的には、A 町内会規約に掲
2 げられている公益目的に直接関連するものに限定されると解すべきである。

3 (3) 確かに、年 2 回行われる C 神社の祭事では、近隣から派遣された宮司が祝詞をあげるなど、
4 神道方式により神事が行われるほか、集落に伝えられてきた文化である伝統舞踊が、神事の一
5 環として披露される。そのため、C 神社には宗教的性格が全くないとまではいえない。

6 しかし、祭事の準備・執行・後始末などを担当しているのは、A 町内会の会員である住民で
7 あり、住民の中には C 神社の氏子としての意識が強い者もいれば弱い者もいる。このように、
8 C 神社で祭事の準備・執行・後始末を担当している会員らは、空知太神社事件における宗教的
9 行事等を行うことを主たる目的としている氏子集団とは異なるものである。

10 また、かつて火事で鳥居を除いて神社建物が失われたため、同所に A 町内会が、御神体を安
11 置した集会所を建設し、集会所入り口には「A 町内会集会所」「C 神社」と並列して表示されて
12 いるため、集会所は C 神社のみならず A 町内会の集会所としても利用されている。

13 しかも、集会所は大きな一部屋から成る建物であり、平素から人々の交流や憩いの場となっ
14 ており、C 神社には神職が常駐しておらず、日々のお祈りは集会所の管理と併せて、A 町内会
15 の役員が持ち回りで行っている。

16 このことに、C 神社が宗教法人ではなく、氏子名簿もないことも考慮すると、C 神社は、A
17 集落における世俗的な存在であって、そこで行われる祭事も宗教的行事ではなく世俗的行事と
18 評価されるべきものといえる。

19 そして、住民のほとんどは、そのような C 神社の祭事を A 集落の重要な年中行事と認識して
20 いるのだから、(1) 祭事挙行費を町内会の予算から支出することは、A 町内会規約で掲げる公
21 益目的に直接関連するものであるといえる。

22 したがって、前記 (1) は、可能である。

3. 前記 (2)

祭事挙行費を町内会の予算から支出することが A 町内会の「規約に定める目的の範囲内」にあるとしても、そのために町内会費 8000 円を一律に徴収することについては、会員の信教の自由（憲法 20 条 1 項前段）との関係で、会員の協力義務の範囲内といえるかが別途問題となる。

(1) 南九州税理士会事件判決は、税理士会は多数決原理により決定された団体の意思に基づいて活動し、その構成員である会員はこれに従い協力する義務を負い、協力義務の一つとして会費納入義務を負うと述べる一方で、強制加入団体である税理士会の会員には様々の思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することが当然に予定されていることと、脱退の自由が実質的には保障されていないことを理由に、会員の協力義務には会員の思想良心の自由（憲法 19 条）や信教の自由（憲法 20 条 1 項前段）との関係でおのずから限界があると解している。事実上の強制加入団体である A 町内会の会員の協力義務についても、同様に解すべきである。

(2) 確かに、信仰上の理由から祭事挙行への協力に反対する会員の信教の自由に配慮して、そのような会員の町内会費については、祭事挙行費 1 世帯割合相当の 1000 円を差し引くという方法も考えられる。

しかし、これを認めると、会員ごとに町内会費の負担額が異なるため徴収の手続が煩雑になるし、自己が負担する町内会費を減額するために嘘をつく会員が出てくることも懸念される。

また、町内会費 8000 円のうち 1000 円程度が祭事挙行費に充てられるにとどまるため、祭事挙行費と町内会費の徴収目的との個別的関連性が明白に特定されているわけでもない。

このことに、C 神社における祭事は世俗的行事と評価されるものであることも踏まえれば、祭事挙行費を町内会の予算から支出するために町内会費 8000 円を一律に徴収することは、会員の協力義務の範囲内であるといえる。

したがって、前記 (2) も、可能である。

以上

参考文献

(憲法)

- ・「憲法」第8版(著: 芦部信喜、補訂: 高橋和之-岩波書店)
→(芦部〇頁)と表記
- ・「憲法学Ⅰ」初版(著: 芦部信喜-有斐閣)
- ・「憲法学Ⅱ」初版(著: 芦部信喜-有斐閣)
- ・「憲法学Ⅲ」増補版(著: 芦部信喜-有斐閣)
- ・「憲法Ⅰ」第5版(著: 野中俊彦・中村睦男ほか-有斐閣)
→(野中ほかⅠ〇頁)と表記
- ・「憲法Ⅱ」第5版(著: 野中俊彦・中村睦男ほか-有斐閣)
→(野中ほかⅡ〇頁)と表記
- ・「立憲主義と日本国憲法」第3版(著: 高橋和之-有斐閣)
→(高橋〇頁)と表記
- ・「体系 憲法訴訟」初版(著: 高橋和之-岩波書店)
→(高橋体系〇頁)と表記
- ・「憲法Ⅰ基本権」第2版(著: 渡辺康行・穴戸常寿ほか-日本評論社)
→(憲法Ⅰ〇頁)と表記
- ・「憲法講義(人権)」初版(著: 赤坂正浩-信山社)
- ・「憲法」初版(著: 青柳幸一-尚学社)
→(青柳〇頁)と表記
- ・「憲法訴訟」第2版(著: 戸松秀典-有斐閣)
→(戸松〇頁)と表記
- ・「憲法」第3版(著: 渋谷秀樹-有斐閣)
→(渋谷〇頁)と表記
- ・「憲法起案演習 司法試験編」初版(著: 渋谷秀樹-弘文堂)
→(演習〇頁)と表記
- ・「日本国憲法論」第2版(著: 佐藤幸治-成文堂)
→(佐藤〇頁)と表記
- ・「憲法論点教室」第2版(編: 曾我部真裕・赤坂幸一ほか-日本評論社)
- ・「憲法上の権利の作法」第3版(著: 小山剛-尚学社)
- ・「判例から考える憲法」初版(編: 小山剛・畑尻剛・土屋武-法学書院)
- ・「憲法判例の射程」第2版(編著: 横大道聡-弘文堂)
- ・「精読憲法判例[人権編]」初版(編集代表: 木下昌彦-弘文堂)
- ・「憲法の地図」初版(著: 大島義則-法律文化社)
- ・「憲法ガール」初版(著: 大島義則-法律文化社)
- ・「憲法判例百選Ⅰ」第7版(有斐閣)
- ・「憲法判例百選Ⅱ」第7版(有斐閣)
- ・「憲法判例」第8版(編: 戸松秀典・初宿正典-有斐閣)
- ・「重要判例解説」平成18年～令和5年度(有斐閣)
- ・「法学セミナー増刊 新司法試験の問題と解説」2006～2007(日本評論社)
- ・「別冊 法学セミナー 新司法試験の問題と解説」2008～2011(日本評論社)
- ・「別冊 法学セミナー 司法試験の問題と解説」2012～2024(日本評論社)

(行政法)

- ・「行政法」第6版(著:櫻井敬子・橋本博之-弘文堂)
- ・「行政法Ⅰ 行政法総論」第6版(著:塩野宏-有斐閣)
- ・「行政法Ⅱ 行政救済法」第6版(著:塩野宏-有斐閣)
- ・「行政法Ⅲ 行政組織法」第5版(著:塩野宏-有斐閣)
- ・「行政法Ⅰ」第5版(著:大橋洋一-有斐閣)
- ・「行政法Ⅱ」第4版(著:大橋洋一-有斐閣)
- ・「基本行政法」第4版(著:中原茂樹-日本評論社)
- ・「行政法概説Ⅰ」第8版(著:宇賀克也-有斐閣)
- ・「行政法概説Ⅱ」第7版(著:宇賀克也-有斐閣)
- ・「行政法概説Ⅲ」第5版(著:宇賀克也-有斐閣)
- ・「行政法総論を学ぶ」初版(著:曾和俊文-有斐閣)
- ・「行政判例百選Ⅰ」第8版(有斐閣)
 - 「行百」と表記
- ・「行政判例百選Ⅱ」第8版(有斐閣)
 - 「行百」と表記